

# 業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県総合庁舎等の修繕に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎県総合庁舎等の修繕に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料は、管理業務費及び修繕費とする。

（管理業務費の額）

第4条 管理業務費は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 甲は、管理業務費を前金払により支払うものとする。

3 前項の規定により甲が支払う管理業務費の支払時期及び支払額については、次のとおりとする。

支払時期	支払金額
令和8年 5月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和8年 7月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和8年10月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和9年 1月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
合計	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

4 乙は、管理業務費の支払を請求するときは、甲に管理業務費の支払請求書を提出するものとする。

5 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に管理業務費を支払うものとする。

（修繕費の限度額）

第5条 修繕費は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇〇〇円を含む。）を限度額とする。

2 甲は、修繕費を概算払により支払うものとする。

3 前項の規定により甲が支払う修繕費の支払時期及び支払額については、次のとおりとする。

支払時期	支払金額
令和8年 5月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和8年 7月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和8年10月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
令和9年 1月	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
合計	金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

4 乙は、修繕費の支払を請求するときは、甲に修繕費の支払請求書を提出するものと

する。

5 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に修繕費を支払うものとする。

6 乙は、修繕費を他の経費と区分して経理し、関係書類（電磁的記録を含む。）を事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第7条 乙は、委託業務を甲が別に定める宮崎県総合庁舎等修繕業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務を仕様書に定める場合を除き第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出等）

第11条 乙は、委託業務のうち仕様書に定める修繕について四半期毎に、修繕業務報告書（別記様式第1号）を、各四半期の終了する日の属する月の翌月の20日までに提出するものとする。

2 甲は、修繕業務報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。この場合において、第1項中「各四半期の終了する日の属する月の翌月の20日まで」とあるのは「不合格の旨の通知があった日から20日以内」と読み替えるものとする。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、令和9年4月20日までに業務完了報告書（別記様式第2号）を甲に提出しなければならない。

6 甲は、業務完了報告書を受理したときは、修繕費の額を確定し、その額を乙に通知

するものとする。

7 前項の規定による修繕費の確定額は、修繕に要した実支出額と第5条第1項に規定する修繕費の限度額のいずれか低い額とする。

8 乙は、既に支払を受けた修繕費が第6項の規定による修繕費の確定額を超えるときは、その超える金額について甲の指示に従って返還しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

ウ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は委託料の年額（第4条第1項に規定する管理業務費及び第5条第1項に規定する修繕費の限度額の合計額をいう。）の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第8条ただし書きに定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名〕

修繕業務報告書（第 四半期分）

年 月 日付けで委託を受けた宮崎県総合庁舎等修繕業務について、業務委託契約書第11条第1項の規定により 月から 月までの修繕業務の報告をいたします。

記

1 業務報告 別紙一覧のとおり

2 執行状況 概算支払額 円  
今回執行額 円

〔内訳：修繕 件 円〕

残 額 円

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては主たる  
事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名〕

業務完了報告書

年 月 日付けで委託を受けた宮崎県総合庁舎等修繕業務について、業務委託契約書第11条第5項の規定により、業務の完了報告をいたします。

記

1 業務報告 別紙一覧のとおり

2 執行状況 ①前金払額 \_\_\_\_\_ 円

②概算支払額 \_\_\_\_\_ 円

最終執行額 \_\_\_\_\_ 円

〔内訳：修繕 件 円〕

返還額 \_\_\_\_\_ 円